

一方争議園長ハ「別記二」ノ宣傳ニ云々作業レ時ハ日工場附近町民各戸ニ配布セリ

六、工場側の態度

工場主ハ本月廿三日午後警告ニ基干工場セサルニ職工一同ヲ退職セル者十着飯込一時廿二日「別記」ノ如干解雇通知状、内容證明ニ云解雇シ態度極ム强硬ナリ。以上、状況ニシテ今後大経過最重警戒中。

右及申(通)報儀也

(別記二) 賢明する町民諸君に訴ふ

皆様!! 私共は今回の吉安闇子工場争議に就きまでは是非共、事の眞相を御承知願ひ度とと思ふ旨で脚注、ます。

私連は現在の社会情態を知らぬ者では有ません今迄に不景氣時代で有る事も知つて居ります、而るに私共は吉安工場主に對してハケ系の要求書を出した理由は次の様です事からであります、吉安工場は昨年改組に着手、女工の温情的慰補助も与えずしたが昨年八十月不景氣と口うそにて全工部撤廃されたりで私共生活は不安を増しました其外改組に伴記の様な嘆願書を出しつけてあります。

一、退職手當の制定

二、週休制度の改正

三、臨時休業の場合本給支給

四、皆勤賞與の復舊

五、終就時間及休息時間の改正

六、労働組合の確認

以上のハケ系を二月十六日に嘆願書として組合を通じて出したのであります。更に工場主は吉安闇子と一歳もせ下十六日突然それにてありまし、そこで私共は嘆願書と云ふ事をでは到底会社は反対しないと思ふ更に吉安嘆願書を要求書として二月十八日に提出し十九日の正午止モ即ち事由下さりて請求したのであります二月十九日後会社が出した修正案本は全く骨抜のもので算に方針組合確認は致ては